

第3号様式

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社南山開発
- 業者の住所：沖縄県那覇市小禄1－12－29
- 2 指名停止措置期間：令和8年7月31日から令和8年11月30日まで（4か月）
- 3 指名停止措置の範囲：全国の都道府県
- 4 事実概要
- 同社は、令和4年度から令和6年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出した。
- さらに、その結果をもって、沖縄県に対し、入札参加資格の申請を行った。
- このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年3月24日、建設業許可行政庁である沖縄県知事から監督処分（30日間の営業停止処分）を受けたものである。
- 5 指名停止措置理由
- 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表第2の11

<指名停止措置基準>

措 置 要 件	期 間
別表第2	
1～10 略	
（建設業法違反行為）	
11 部局の所在する都道府県内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から当該ブロックを対象として1か月以上9か月以内
12～14 略	